

物 件 明 細 書

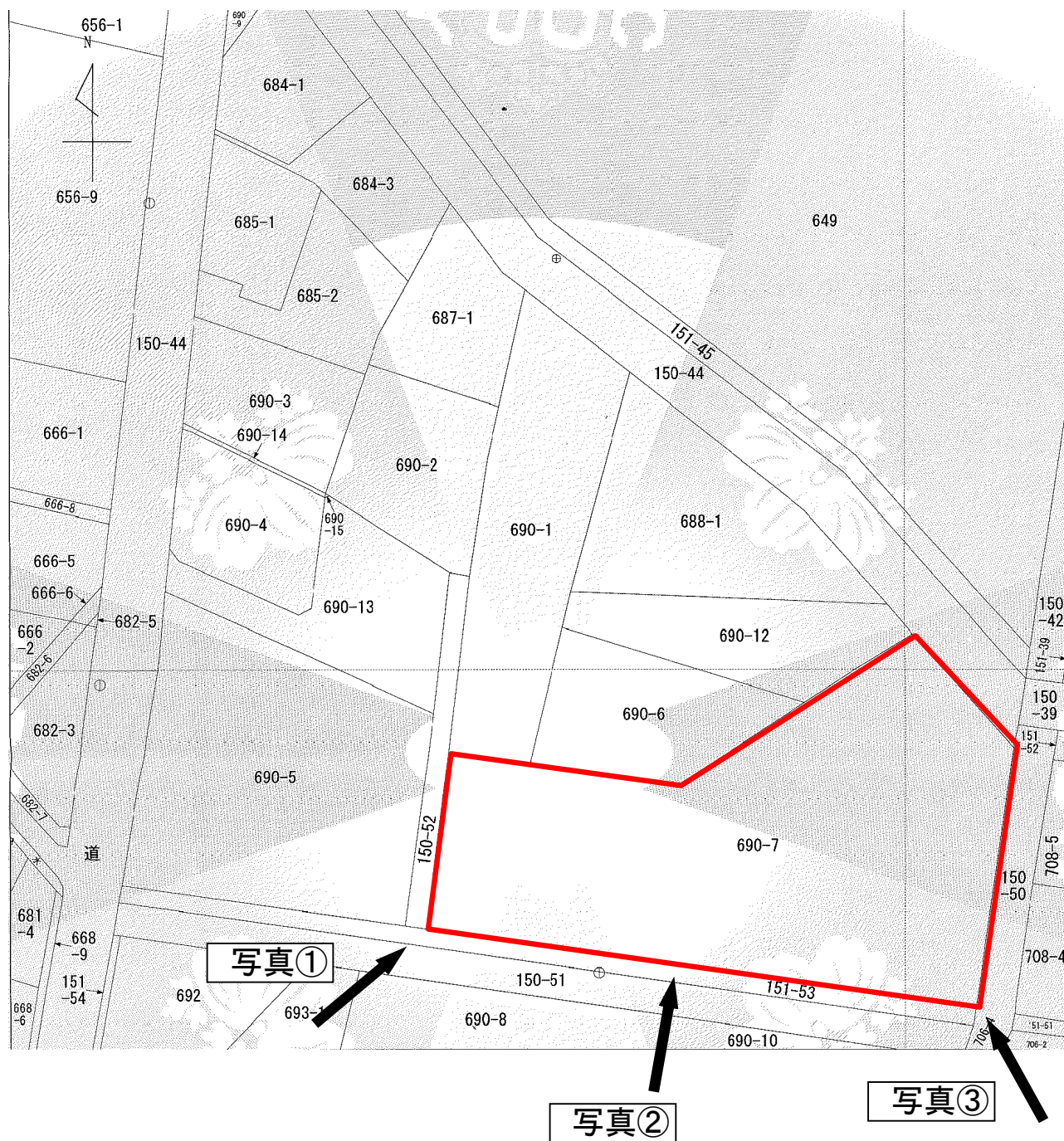
売 却 区 分 番 号		太田8－10		見 積 価 額	金650, 000円
				公 売 保 証 金	金70, 000円
財産の表示					
1 所在		太田市成塚町			
地番		690番7			
地目		田			
地積		1917㎡			
(以上登記簿の表示による)					
物 件 の 位 置		東武桐生線「治良門橋」駅から北方へ約0. 7km(道路距離)			
公 法 上 の 規 制		都市計画区分		市街化調整区域	
		用途地域		用途地域指定なし	
		建ぺい率		70%	
		容積率		200%	
接 道 状 況		南側道路、幅員約5. 5～5. 8m舗装市道、太田成塚田中246号線に接道しています。 他に、東側道路、幅員約3. 3m舗装市道、太田成塚町1361号線等に接道しています。			
物 件 の 概 況		地 勢		ほぼ平坦	
		画 地		間口約65. 5m・奥行約29. 3m	
		形 状		不整形の角地	
供 給 処 理 施 設		上水道		あり ※南側道路にあり	
		公共下水道		なし	
		都市ガス		なし	
使 用 状 況 等		・田として耕作されています(耕作人不明)。			
特 記 事 項		・ <u>入札に際しては、太田市農業委員会等が発行する「公売農地の買受適格証明書」の提出が必要です。</u> また、所有権移転に際しては、農地法で規定する許可が必要です。 ・太田市農業委員会への「公売農地の買受適格証明願」の申請期間は以下のとおりです。 申請期間:毎月1～10日(休祝日の場合は翌開庁日) 詳しくは太田市農業委員会(エアリスアグリ内)にお問い合わせください。 ・小作人及び利用権の設定はありません。 ・農地区分は農用地区内農地です。 ・岡登堰土地改良区域内です。 ・ <u>土地改良法第42条の規定により、賦課金の滞納がある場合は、買受人にその債務が引き継がれます。</u> ※令和7年6月時点で賦課金未納なし。 ・土地改良法第43条の規定により、買受人が田として利用する場合は、組合員資格異動届の提出が必要です。 ・土壤汚染に関する専門的調査は行っていません。 ・現地における地上からの観察調査等からは地下埋設物の残存の可能性は低いと判断されますが、専門的調査は行っていません。			
注 意 事 項		1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 市は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡し義務を負いません。 <u>物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、すべて買受人の責任で行ってください。</u> 4 市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 5 公売財産の内覧会・下見会等は実施しません。入札者がご自身で公売財産の現地確認を行ってください。 6 太田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等は、公売へ参加することができません。			
そ の 他 事 項		・非課税財産			
問 い 合 わ せ 先		太田市役所 収納課 特別滞納整理係 電話 0276－47－1935			

売却区分番号

太田8-10

所在図





※見取図は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。
あくまで、イメージするための参考としてお考えください。

売却区分番号

太田8-10

写 真

写真①



写真②



写真③

